

高知大学国際交流基金規則施行細則

平成17年1月12日
規則第421号

最終改正 平成22年3月9日規則第67号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学国際交流基金規則(平成16年規則第420号)(以下「基金規則」という。)第9条の規定に基づき、国立大学法人高知大学国際交流基金規則施行細則(以下「細則」という。)を定める。

(事業計画の募集)

第2条 基金規則第5条各号に規定する事業に該当する計画(以下「事業計画」という。)の募集は、高知大学国際交流基金管理委員会(以下「委員会」という。)委員長が行う。

2 第1項に定める募集に関する要項については、委員会が学長の承認を得て別に定める。

(応募された事業計画の審査)

第3条 委員会は、提出された事業計画の内容を審査の上、助成案を作成する。

2 委員会は、前項により作成した助成案を学長に提出するものとする。

3 第1項に定める審査に関する助成基準については、委員会が別に定める。

(学長の決定及び応募者への通知)

第4条 学長の決定を受けた後、委員長は応募者に対し、その結果を通知するものとする。

(実施報告書及び収支決算書)

第5条 事業を実施する者は、事業計画に基づき実施された事業の実施報告書及び収支決算書を事業実施後1か月以内に委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項に掲げる実施報告書及び収支決算書を精査し、法人監査室を経由の上、学長に提出するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、募集、審査及び実施報告その他必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成17年1月12日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

2 高知大学国際交流基金規則施行細則(平成16年規則第62号)は、廃止する。

3 この細則施行前に高知大学国際交流基金規則施行細則により行われた事業の実施については、この細則施行の日以降も、なお、その効力を有する。

附 則

この細則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年10月25日規則第52号）

この細則は、平成18年10月25日から施行し、平成18年7月26日から適用する。

附 則（平成20年2月21日規則第129号）

この細則は、平成20年2月21日から施行する。

附 則（平成22年3月9日規則第67号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。